

寝屋川市障害福祉計画（第4期計画）[平成27～29年度]の概要

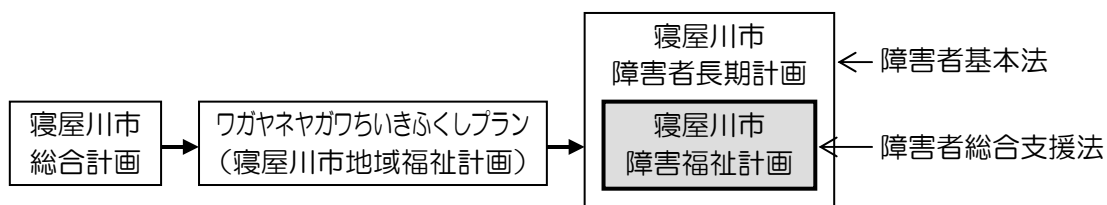
I. 計画の策定にあたって

1. 計画の目的

- 障害者総合支援法、障害者差別解消法をはじめとする法律や制度の変化をふまえ、障害のある人とない人が共生する社会の実現をめざして、本市の状況に応じた取り組みを推進するために、障害福祉サービス等の推進方策と、重点的に取り組む事項を定めた計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

- 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、「寝屋川市総合計画」や「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」（地域福祉計画）と整合性を図るとともに、国や府の基本指針をふまえて策定しました。また、「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」とも調整を図りました。
- 本市の障害者支援の基本方向を示した「寝屋川市障害者長期計画」を、具体的に推進していくための計画として、3年間に重点的に取り組むべき事項も盛り込みました。



3. 計画の期間

- 国の基本指針に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画として策定しました。進捗状況の点検・評価を毎年行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
寝屋川市障害福祉計画 (第1期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第2期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第3期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第4期計画)			→
10年度～ 寝屋川市 障害者長期計画		寝屋川市障害者長期計画 (第2次計画)										→

4. 計画の策定方法

- 公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者計画等推進委員会」における意見交換をふまえて策定しました。また、推進委員会での議論を通じて、「寝屋川市自立支援協議会」の意見を反映しました。
- 市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、当事者のニーズを広く把握するためのアンケート調査や関係機関・団体等へのヒアリングを実施し、計画推進委員会での意見交換に反映しました。

5. 計画の進捗管理

- 「PDCAサイクル」の考え方に基づき、「寝屋川市障害者計画等推進委員会」で推進方法の検討や進捗状況の点検・評価などを行い、障害者長期計画と連動させて効果的に推進します。
- 各々の取り組みは、「寝屋川市自立支援協議会」の全体会、専門部会会議、ワーキング会議等を通じて、市の関係部局や関係機関と連携を図るとともに、市民、関係団体、事業者等と役割分担し、協働して推進していきます。

Ⅱ. 障害福祉サービス等の推進方策

1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方

- ① だれもが“自分らしく”共生する地域づくりをめざし、日常生活や社会参加への支援を充実します
- ② 推進目標の着実な実現に向けて、いっそう計画的な取り組みを推進します
- ③ 地域の多様な資源を活用・開発し、さまざまなニーズに対応するしくみをつくります



2. 障害福祉サービス等の推進目標と推進方策

1) 障害福祉サービス等の推進における【成果目標】

- (1) 地域生活への支援の充実
 - ① 障害福祉サービス等の推進体制の充実
 - ② 地域での居住を支援するしくみの構築
 - ③ 地域生活支援拠点等の整備
- (2) 福祉施設や医療機関からの地域移行の推進
 - ① 福祉施設からの地域移行者の増加
 - ② 施設入所者の削減
 - ③ 地域移行推進体制の充実
- (3) 就労に対する支援の充実
 - ① 福祉施設から一般就労への移行者の増加
 - ② 就労移行支援事業利用者の増加
 - ③ 就労移行率3割以上の事業所の増加
 - ④ 就労継続支援（B型）事業所の工賃の向上



2) 成果目標を実現するうえでの【活動指標】

- (1) 障害福祉サービスの見込量
- (2) 地域生活支援事業の内容と事業量
- (3) 障害児支援サービスの見込量
- (4) 障害福祉サービス等の提供・利用をすすめる取り組み
- (5) 地域生活を多面的に支える取り組み
- (6) 就労に関する支援をすすめる取り組み

Ⅲ. 障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項

1. 地域での自立した生活を総合的に支援する取り組みの充実

- (1) 重度化・高齢化や制度の谷間への対応なども含めた、多様なサービス等の確保・創出
- (2) 地域生活支援等の拠点となる機能の整備
- (3) 災害時・緊急時の支援体制の充実
- (4) 就労支援と生活支援の一体的な推進
- (5) 相談支援による“つなぎ”の充実と、幅広い協働による総合的な支援の推進

2. 乳幼児期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり

- (1) ライフステージを通じた継続的な支援体制の構築
- (2) 多様な主体の協働による障害児療育体制の構築
- (3) 家族に対する支援の充実

3. 共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みの推進

- (1) 社会的障壁をなくしていくための取り組みの推進
- (2) 虐待や権利侵害を防止・解決する取り組みの充実
- (3) 権利擁護支援の体制づくり